

品川区保育所設置認可等事務取扱要綱

制定 令和6年9月27日 区長決定 要綱第325号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）、品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（令和6年品川区条例第32号。以下「条例」という。）および品川区児童福祉法の施行に関する規則（昭和40年品川区規則第17号。以下「規則」という。）その他法令の定めるもののほか、品川区内（以下「区内」という。）の保育所の設置認可および認可の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化および円滑化を図ることを目的とする。

(設置経営主体)

第2条 民間保育所の設置経営主体は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 財務内容が適正であること。
- (2) 直近の会計期間において、当該経営主体の全体の財務内容が債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっていないこと。
- (3) 3年連続して損失を計上していないこと。

2 社会福祉法人および学校法人以外の者が設置経営主体となる場合は、保育所の設置認可等について（平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知）第1の3の（3）の定めるところによるものとする。

(定員)

第3条 保育所の総定員は20人以上とする。

- 2 保育所は、総定員の範囲内で児童を受け入れることを基本とする。ただし、条例に定める面積および職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。
- 3 保育所の在所人員が、連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上のときは、保育所の定員の見直しを行わなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、保育所が品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年品川区条例第35号）第3条第2号の規定による保育所型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号の規定に基づき、第1項に定める定員の外に、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児以外の満3歳以上児を入所させることができる。

(建物および設備の基準)

第4条 保育所は、その構造および設備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消

防法（昭和23年法律第186号）、条例その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

- 2 保育所は、前項に規定する構造および設備について、採光、換気等入所児童の保健衛生および危険防止に十分な注意を払い、条例および省令に定めるものならびに次に掲げる基準による設備を有し、適切に運営しなければならない。

- (1) 基準設備、面積等については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすこと。

区 分	要 件
乳児室またはほふく室	条例第6条第1項に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室または遊戯室	省令第32条第6号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等内への設置も可とする。
屋外遊戯場	省令第32条第6号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）として確保すること。
調理室、便所	定員に見合う面積および設備を有すること。

- (2) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向設置されていること。
- (3) 設置者は、保育所における室内化学物質対策実施基準（別紙1）に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。
- (4) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室（以下「保育室等」という。）および医務室がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI_s値0.7以上かつ、q値1.0以上もしくはC_tuS_d値0.3以上、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物であること。

- (5) 省令第32条の2の規定により、満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行う場合には、保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところによること。
- (6) その他児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たしていること。

（職員配置基準）

第5条 職員配置基準は、別表第1のとおりとする。

- 2 保育所に施設長を置くものとし、別表第2の1の項第2欄に掲げる施設長要件を具備する専任または専任に準ずる者であることとする。
- 3 前項の専任もしくは専任に準ずる者は、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき施設型給付に係る施設として区長から確認を受けた保育所（以下「給付対象施設」という。）にあつては、委託費から給与支出が行われていること。）の者でなければならない。この場合において、2以上の施設または他の業務と兼務し、保育所長として職務を行っていない者は、施設長に該当しないものとする。
- 4 施設長と設置経営主体代表者の兼任については、別表第2の1の項第2欄に掲げる施設長要件および同表の2の項第2欄に掲げる兼任要件を満たし、当該法人における実施事業が当該保育所の場合または当該保育所が開設した後である場合に限り、兼任しても差し支えないものとする。

（夜間保育所の設置）

第6条 夜間保育所の設置認可については、夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）および夜間保育所の設置認可等の取扱いについて（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）の定めるところによるものとする。

（分園の設置）

第7条 保育所の設置者は、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に、保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を具備する場合に、分園を設置することができる。

- 2 分園を設置しようとする民間保育所の設置者は、事前（基本計画の段階等）に区と協議し、第14条に規定する変更届を提出しなければならない。

（衛生管理）

第8条 保育所の設置者は、衛生管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 園児が使用する設備、遊具等は、安全かつ衛生的に管理すること。
- (2) 必要な医薬品その他の医療品を備えること。
- (3) 調理または調乳を行う者については、児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について（平成13年8月1日付雇児発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理および食中毒予防を徹底すること。

（国庫負担金の支出における要件）

第9条 給付対象施設として区長から確認を受けた民間保育所にあつては、子ども・子育て支援法第68条第1項に基づく国庫負担金の支出において、国が定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足するものとする。

(民間保育所の設置認可の手續)

第10条 民間保育所の設置認可を受けようとする設置経営主体は、法第35条第4項ならびに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）第37条第2項および第3項の規定に基づき、申請を行わなければならない。

2 設置経営主体は、設置認可の審査に必要な書類を提出について、区の指示に従わなければならない。

3 設置経営主体は、保育所の設置に係る提案等をしようとするときは、この要綱に基づく認可申請を行う前に、別に定めるところにより、区に事前の協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

(計画承認申請)

第11条 民間保育所の設置認可を受けようとする設置経営主体は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区に提出しなければならない。ただし、第1号アからエまでに掲げる書類については、事前協議の際に提出されたものと変更がない場合は提出を省略することができる。

(1) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類

ア 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）

イ 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）

ウ 建物の平面図

エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向設置されていることが分かるもの。）

オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証および検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出し（既存建築物の場合）、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書類を提出すること。

(ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が証明した文書

(イ) 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書

(ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書

カ 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

(2) 保育所運営規程（省令第13条第2項に定める重要事項に関する規定および省令第14条の3に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの。以下同じ。）

(3) 設置者の状況に関する次に掲げる書類。ただし、社会福祉法人、学校法人および日本赤十字社にあつては次のアからケまでおよびサに掲げる書類、社会福祉法人、学校法人および日本赤十字社以外の者にあつてはアからシまでに掲げる書類に限る。

ア 法人の登記事項証明書

イ 定款または寄附行為の写し（法人の場合）

ウ 印鑑証明書

エ 児童福祉法第35条第5項の基準に関する誓約書（第2号様式）

オ 資金計画書

カ 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）

キ 直近3年間の決算報告書（監査証明または当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）

ク 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

ケ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画

コ 会社開設時の開始貸借対照表および仮決算書（設置者が新規設立法人の場合）

サ 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2カ月前以降の時点の残高のもの）

シ 納税証明書（別に定める内容のもの）

(4) 保育所認可申請概要（計画承認）（第3号様式）

(5) その他区長が必要と認める書類

（認可申請）

第12条 民間保育所の設置認可を受けようとする設置経営主体は、法第35条第4項、法施行規則第37条第2項および第3項ならびに規則第25条第1項の規定により、児童福祉施設設置認可申請書（規則第14号様式の42。以下「認可申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区に提出しなければならない。

(1) 職員に関する次に掲げる書類

ア 職員の構成（第4号様式）

イ 基準職員（省令第33条および別表第1で規定された職員をいう。以下同じ。）の履歴書の写し（嘱託医および省令第33条第1項により調理員を置かない保育所の調理員を除く。）

ウ 基準職員の保育士証（条例付則第6項の規定を適用する場合は、小学校教諭、幼稚園教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）の写し

エ 医師の免許証の写し

オ 保健師、看護師を配置する場合には当該免許証の写し

カ 所定労働時間等の明記された非常勤職員の雇用通知書（控）の写し（基準職員以外の非常勤職員、嘱託医および調理員を除く。）

キ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し

ク 別表第2の1の項第2欄に定める施設長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）

ケ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（第5号様式）（設置経営主体代表者が施設長を兼任する場合に限る。）

コ 別表第1の1の項第2欄第5号に該当するものであることを証する書類（条例付則第7項を適用する場合に限る。）

(2) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類

ア 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境

が分かるもの)

イ 施設の配置図(隣地の状況等が分かるもの)

ウ 建物の平面図

エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図(非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向設置されていることが分かるもの。)

オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証および検査済証の写し(既存建築物で検査済証を紛失している場合にあっては検査済証に代えて台帳記載事項証明書)。ただし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかを提出すること。

(ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が証明した文書

(イ) 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書

(ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書

カ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、省令第32条第8号を満たしていることを証する書類

キ 用途変更に係る建築確認申請書および確認済証の写し

ク 土地または建物の登記事項証明書。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、別に定める日までに提出すること。(土地または建物が自己所有の場合に限る。)

ケ 土地もしくは建物の貸与、使用許可または使用承認を受けていることを証する書面および国または地方公共団体以外から貸与を受ける場合には不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知。以下「要件緩和通知」という。)により実施していることを証する書面(土地・建物が自己所有でない場合に限る。)

コ 東京都火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し

サ 保育所における室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果(厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。)

シ 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類

(3) 保育所の運営方針に関する次に掲げる書類

ア 保育所運営規程

イ 就業規則(給与規程等を含む。)

ウ 重要事項説明書等(利用者および利用を検討している者に配付するものであって、省令第13条第2項に定める重要事項に関する規定および省令第14条の3に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの)

エ 当該保育所を利用する児童に関して契約している保険または共済制度への加入を証する書類の写し

(4) 設置者の状況に関する次に掲げる書類。ただし、社会福祉法人、学校法人および日本赤十字社

にあつては次のアからコまでおよびシに掲げる書類、社会福祉法人、学校法人および日本赤十字社以外の者にあつてはアからスまでに掲げる書類に限る。

ア 法人代表者の履歴書

イ 法人の登記事項証明書

ウ 定款または寄附行為の写し

エ 印鑑証明書

オ 児童福祉法第35条第5項の基準に関する誓約書

カ 資金計画書

キ 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）

ク 直近3年間の決算報告書（監査証明または当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）

ケ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

コ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画

サ 会社開設時の開始貸借対照表および仮決算書（設置者が新規設立法人の場合）

シ 預貯金の残高証明書（設置申請書の提出期限の1カ月前以降の時点の残高のもの）

ス 納税証明書（別に定める内容のもの）

(5) 保育所施設概要（第6号様式）

(6) その他区長が必要と認める書類

（公私連携型保育所の設置の手続）

第13条 法第56条の8第1項に基づき、区長による公私連携保育法人の指定を受けた法人が同項に規定する公私連携型保育所を設置するに当たり、同条第3項の規定による届出を行うときは、公私連携型保育所設置届（規則第14号様式の53）に前条各号に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区に提出するものとする。

（内容変更の手続）

第14条 民間保育所（公私連携型保育所を含む。以下同じ。）の建物その他設備の規模、構造、配置および定員等の運営方法、代表者、施設長等を変更しようとする設置経営主体は、法施行規則第37条第5項および第6項の規定により、区長が指定する日までに、児童福祉施設内容変更届（規則第14号様式の45。以下「変更届」という。）に次に掲げる変更内容の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区に提出しなければならない。この場合において、改築、増築、大規模修繕または分園設置を行う場合は、基本計画の段階等において区と事前に協議を行わなければならない。

(1) 名称の変更 区長が必要と認める書類

(2) 所在地（住所）表示の変更 区から発行される住居表示変更の通知

(3) 設置者の名称の変更 印鑑証明書（事後提出）

(4) 設置者の代表者の変更 次に掲げる書類

ア 印鑑証明書（事後提出）

イ 法人代表者の履歴書

ウ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（変更に伴い施設長との兼任になる場合に限る。）

(5) 設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更 印鑑証明書（事後提出）

(6) 土地、建物の規模構造および使用区分（保育室等の設置位置等）ならびに屋外遊戯場の変更次に掲げる書類

ア 建物・土地の状況（第7号様式）

イ 変更前および変更後の施設の配置図

ウ 変更前および変更後の施設の建物の平面図

エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向設置されていることが分かるもの。）

オ 保育室等を2階以上に新たに設置する場合は、一級建築士による、省令第32条第8号を満たしていることを証する書類

カ 建築確認申請書、確認済証および検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

キ 土地および建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること（自己所有物件の場合。土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。）。)

ク 保育所における室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。)

ケ 土地もしくは建物の貸与、使用許可または使用承認を受けていることを証する書面

コ 国または地方公共団体を除く者から貸与を受ける場合には、要件緩和通知により実施していることを証する書面（自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合に限る。)

サ 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

(7) 定員または年齢区分の変更 次に掲げる書類

ア 職員の構成(利用定員を定員と異なる人数に設定している場合は、児童定員の欄に利用定員を記載すること。)

イ 保育所施設概要（施設の名称、定員、保育室等の面積および屋外遊戯場の面積のみ記載すること。)

(8) 施設長の変更 次に掲げる書類

ア 施設長の履歴書

イ 保育所施設概要（施設の名称および該当する項目のみ記載すること。)

ウ 別表第2の1の項第2欄に定める施設長要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明等)

エ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（設置経営主体代表者が施設長を兼任する場合に限る。)

(9) 調理業務に関する変更 次に掲げる書類

ア 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合および委託先を変更する場合に限る。)

イ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合および外部搬入先を変更する場合に限る。）

2 前項第8号の施設長の変更については、別表第2の1の項第2欄の規定の趣旨を十分勘案の上行わなければならない。

3 分園を設置しようとする民間保育所の設置経営主体は、法施行規則第37条第5項および第6項の規定により、区長が指定する日までに、変更届に次に掲げる書類を添付し、区に提出しなければならない。この場合において、改築、増築、大規模修繕または分園設置を行う場合は、基本計画の段階等において区と事前に協議を行わなければならない。なお、第1号および第2号に掲げる書類は本園と分園を別に作成し、第2号に掲げる書類は本園と分園を合わせたものについても作成すること。

(1) 職員の構成

(2) 建物・土地の状況

(3) 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等の周辺環境および本園の位置が分かるもの）

(4) 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）

(5) 建物の平面図

(6) 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向設置されていることが分かるもの）

(7) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証および検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合）

(8) 用途変更に係る建築確認申請書および確認済証の写し

(9) 土地および建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日の直前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件の場合に限る。）

(10) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、省令第32条第8号を満たしていることを証する書類

(11) 土地もしくは建物の貸与、使用許可または使用承認を受けていることを証する書面

(12) 国または地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）により実施していることを証する書面（土地または建物が自己所有でない場合に限る。）

(13) 東京都火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し

(14) 保育所における室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。）

(15) 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類

（民間保育所の廃止または休止）

第15条 民間保育所を廃止し、または休止（原則として1年を超えない期間の停止をいう。）しようとする設置経営主体は、廃止し、または休止しようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区長に協議しなければならない。

- 2 建物設備について、国庫や都の補助がなされた民間保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書により区長に協議しなければならない。

（民間保育所の廃止または休止の手続）

第16条 民間保育所を廃止し、または休止しようとする設置経営主体は、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（規則第14号様式の46）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、提出しなければならない。

- (1) 財産処分 of 具体的方法
- (2) 職員の退職後の状況

（再開）

第17条 法第35条第12項の規定による休止の承認を受けた民間保育所の設置経営主体は、当該保育所を再開しようとするときは、児童福祉施設（保育所）再開承認申請書（第8号様式。次項において「再開承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区に提出しなければならない。

- (1) 職員の構成
- (2) その他区長が指定する書類

- 2 前項の規定により民間保育所を再開しようとする設置経営主体は、再開しようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区長に協議するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に認可を受けている施設であって、第4条第2項第2号に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準は適用しない。この場合において、増築または大規模改修を行う場合にあっては充足するよう努め、改築を行う場合にあっては充足させることとする。
- 3 この要綱の施行の際、既に認可を受けている施設であって、第4条第2項第4号に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準は適用しない。この場合において、速やかに耐震診断および必要に応じた耐震改修の実施に努めるとともに、増改築または大規模改修を行う場合は、耐震診断および必要に応じた耐震改修を併せて行うこととする。
- 4 別表第2に規定する基準については、施行日前までに、東京都保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日9福子推第1047号）に基づき設置認可申請書を区市町村長に提出している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

職員配置基準

1 保育に直接従事する職員	(1) 省令第33条第2項に規定する保育に直接従事する職員は、児童の定員および入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数（以下「基準職員」という。）とする。ただし、保育所の開設後において、子ども・子育て支援法により定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員および入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多いほうの員数を基準職員とする。 （計算式） 省令第33条第2項に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とすること。ただし、第1号のただし書により、利用定員について員数を算出する場合においては、利用定員を省令第33条第2項に規定する児童の年齢別に当てはめた上で、上記の計算式により算出すること。 (2) 開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は次のとおりとする。 ア 保育に直接従事する職員の総数は、現に登園している児童に対して第1号に定める計算式により算定した数以上の数とする。 イ 常勤の保育士のうち、法第18条の18第1項の登録を受けた者または条例付則第4項に定める者が各組や各グループに1人以上（乳児を含む組やグループに係る第1号と同様の方法により算定された保育士の数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。ただし、各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、区内の保育所において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断される場合において、待機児童解消のために区がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士（常勤の保育士以外の保育士をいう。以下同じ。）を充てても差し支えないものとする。なお、このただし書の適用については、保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年3月19日付子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定めるところによること。 ウ 常勤の保育士とは、次の(ア)から(エ)までの全ての要件も満たす者とする。
----------------------	--

	(ア) 期間の定めのない労働契約を結んでいること（１年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。 (イ) 労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第５条第１項第１の３号の規定により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること。 (ウ) 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１カ月に勤務すべき時間数が１２０時間以上に限る。）に達している者または１日６時間以上かつ月２０日以上のものであって、常態的に勤務しているもの (エ) 当該保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。 (3) 保育に直接従事する職員は、児童を長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とする。ただし、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、省令第３３条第２項に規定する職員の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えない。この場合において、常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ることを。 (4) 前号ただし書の規定の適用については、保育所保育指針による児童の発達に応じた組またはグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこととする。 (5) 条例付則第５項および第７項に定める区長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者とは、次のアからウまでに掲げるものとする。 ア 法第７条に規定する児童福祉施設等、法第６条の３第８項、第１０項、第１２項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成１３年５月７日付１２福子推第１１５７号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）または区が独自に行う保育施設・事業であって区長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して１年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。この場合において、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均８０時間以上とする。 イ 法第６条の３第９項に定める家庭的保育者 ウ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第１８号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者（以下「子育て支援員研修修了者」という。） (6) 条例付則第６項の規定を適用する場合、原則として、小学校教諭が行
--	--

	う保育は5歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児を対象とすること。 (7) 条例付則第7項の規定は、8時間を超えて開所する日において、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、第5号に掲げるものを、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。 (8) 条例付則第8項に規定する保育士は、常勤であることとする。 (9) 条例付則第5項に規定する区長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに第6項および第7項により保育士とみなされる者は、当該保育所の施設長および設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。 (10) 過去3年以内に、法第46条第3項に基づく改善の勧告、改善の命令を受けた保育所は、条例付則第5項から第7項に掲げる特例を適用することができない。 (11) 条例付則第6項または第7項の規定による特例を適用する事業者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努め、条例付則第5項もしくは第7項の規定の適用を受ける者または第6項の規定の適用を受ける者であって保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこととする。 (12) 職員配置については、次に掲げる事項に留意することとする。 ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。 イ 短時間勤務労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。 ウ 法第48条の3第1項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。
2 調理員	省令第33条第1項の規定により調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによること。

別表第2（第5条関係）

施設長要件等

1 施設長要件	1 公立保育所（公設民営を含む。）の施設長となる者は、児童福祉事業に2年以上従事した者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 2 民間保育所の施設長となる者は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、第1号から第4号までのいずれかの要件を満たしているものであること。ただし、第6条に規定する夜間保育所
---------	---

	の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者であること。 (1) 法第7条第1項に定める児童福祉施設において、次に掲げる職に2年以上従事した者 ア 施設長の職 イ 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職 (2) 保育士であって、次のアからオまでのいずれかに該当する者 ア 保育所または幼保連携型認定こども園において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。ただし幼保連携型認定こども園の場合、子ども子育て支援法第19条第1項第2号または第3号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。 イ 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。 ウ 子ども・子育て支援法第7条に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業または事業所内保育事業の運営責任者（施設長に類する者）として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。 エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。 オ アからエまでに準ずる者であって、区長が適当と認定したもの (3) 社会福祉士もしくは社会福祉主事の資格を有する者または社会福祉事業に2年以上従事した者で、国または国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者 (4) 第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものであって、区長が適当と認定した者（国または国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）
2 兼任要件	(1) 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。 (2) 他に適当な人材を求めることが困難であること。 (3) 当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと（他の団体役員等で、その職務上、当該社会福祉法人の運営に支障がないと認められる場合を除く。）。 (4) 第1号の要件を具備しているかどうかの判断は、次の「社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保についての判断基準」により行うものとする。なお、社会福祉法人以外の設置经营主体については、これに準ずるものとする。 【社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保についての判断基準】 ア 理事会構成が適正であること。

	(ア) 理事が適格性を備えている。 (イ) 適正な選任手続きにより選任されている。 (ウ) 任期が明確である。 (エ) 欠員がない。 イ 理事会が適正に運営されていること。 (ア) 要議決事項の審議議決が適正に行われている。 (イ) 年間5、6回開催されていること。 ウ 監事の業務執行状況が適正であること。 (ア) 理事の業務執行状況の監査が適正に行われている。 (イ) 法人の財産状況の監査が適正に行われている。 エ 保育所の運営が適正に運営されていること。 (ア) 独善的、非民主的な運営が行われていない。 (イ) 施設長としての職責を十分果たしている。 (ウ) 意図的な不適正支出等があった場合、その当事者でないこと。 オ 今後も引き続き上記要件を満たすことが期待できること。 (5) 福祉サービス第三者評価を受審すること。
--	--